

ID: 5443

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	長期優良住宅建築等計画の認定（登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証の添付があり、建築確認の審査の申し出がない場合）		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項～第3項		
法令番号			
【基準】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（長期優良住宅建築等計画の認定）第1項～第3項、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年2月24日国土交通省告示第209号）の規定による			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日